

消費税関係

適格請求書発行事業者に相続が発生した場合の消費税の課税関係

1 はじめに

相続が発生した場合の消費税の納税義務は、下記の2及び3により判定を行うこととなるが、令和5年10月1日にインボイス制度が開始されてからは、この取扱いの他に、被相続人が適格請求書発行事業者の登録をしていた場合に相続人に消費税の納税義務が発生するというケースがある。

2 相続が発生した場合の納税義務の有無の判定

免税事業者である相続人が、相続により被相続人の事業を承継した場合の消費税の納税義務の有無は、次のとおりとなる（消法10①②、消基通1-5-4）。

(1) 相続があった年

被相続人の基準期間における課税売上高が1,000万円を超える場合は、相続があった日の翌日からその年12月31までの間について納税義務が発生する。

(2) 相続があった年の翌年または翌々年

次の①と②の合計額が1,000万円を超える場合に納税義務が発生する。

① 被相続人の基準期間における課税売上高

② 相続人の基準期間における課税売上高

3 共同相続の場合の納税義務の有無の判定

被相続人に複数の相続人がある場合、相続財産が実際に分割

実行されるまでの間は被相続人の事業を承継する相続人は確定しないことから、各相続人が共同して被相続人の事業を承継したものとして取り扱われる。

この場合においては、被相続人の基準期間における課税売上高に民法上の相続分に応じた割合を乗じて算出した金額を各相続人の基準期間における課税売上高として、各相続人の納税義務の有無を判定することとなる（消基通1-5-5）。

4 適格請求書発行事業者に相続が発生した場合の取扱い

(1) みなし登録期間

適格請求書発行事業者でない相続人が、相続により適格請求書発行事業者である被相続人の事業を承継した場合、その相続があった日の翌日から次のいずれか早い日までの期間については、その相続人を適格請求書発行事業者とみなすこととなる。この場合においては、被相続人の登録番号をその相続人の登録番号とみなす（消法57の3③）。

① 相続人が適格請求書発行事業者の登録を受けた日の前日

② 被相続人が死亡した日の翌日から4月を経過する日

(2) 消費税の納税義務

みなし登録期間においては、事業を承継した相続人が適格請求書発行事業者とみなされることから、上記2及び3による判定にかかわらず、その相続人

に、消費税の納税義務が発生することとなる（消法9①、57の3③）。

(3) 共同相続があった場合の登録の効力

被相続人に複数の相続人がある場合には、相続財産が実際に分割実行されるまでの間は適格請求書発行事業者である被相続人の事業を承継する相続人は確定しないことから、各相続人を適格請求書発行事業者とみなすこととなる。そのため、各相続人について消費税の納税義務が発生することとなる。

なお、みなし登録期間の末日までに相続財産の分割が実行された場合において、適格請求書発行事業者である被相続人の事業を承継しないこととなった相続人は、相続財産の分割が実行された日以後は適格請求書発行事業者とみなされないこととなる（消基通1-7-5）。

5 おわりに

適格請求書発行事業者に相続が発生した場合、上記2及び3による判定で従来は免税事業者とされた相続人についても、みなし登録期間中は消費税の納税義務が発生することとなるので、消費税の申告漏れを起こさないように留意する必要がある。

右山研究グループ

税理士 星山 光雄